

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年10月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2100050 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 2100009 号

第1 結論

昭和 55 年*月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年*月から昭和 57 年 3 月まで

私は、会社を退職した直後の昭和 55 年*月に、A 村 (現在は、B 市) 役場で国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料は、毎月、元夫の保険料と一緒に納付していたはずである。請求期間について、保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社を退職した直後の昭和 55 年*月に、A 村役場で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号 (以下「記号番号」という。) は、当該年金手帳の記載内容、請求者に係る B 市の住民票除票及び国民年金被保険者名簿並びに当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格記録から、A 村において、「A 村 C*番地の*」から「A 村 C*番地の*」に転居した昭和 57 年 10 月頃に払い出され、その頃に請求者に係る国民年金の加入手続きが初めて行われたものと推認でき、その際、強制加入被保険者として 20 歳到達時 (昭和 55 年*月*日) に遡って被保険者資格を取得していることから、請求者の主張する加入手続き時期と一致しない。

また、請求者の国民年金の加入手続きが行われた時点では、請求期間のうち、昭和 55 年*月から同年*月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、同年*月から昭和 57 年 3 月までの期間は、保険料を遡って納付することとなるところ、請求者は請求期間の保険料を遡って納付したことはないと陳述していることから、請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索による調査並びに国民年金手帳記号番号払出簿

による、請求期間にA村で払い出された記号番号の全件確認調査を行ったものの、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。